



広報

西郷

2月1日

平成15年(2003)

毎月1日発行

第386号

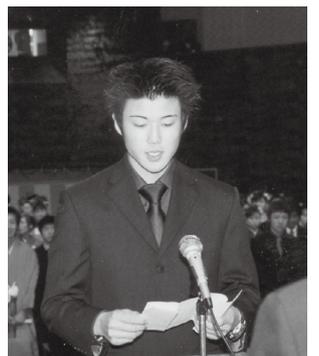
新成人の顔は希望に満ちて輝いている

平成14年度西郷村成人式(1月12日)

社会に羽ばたく 君達の未来に幸多かれ！

平成十四年度の西郷村成人式が一月十二日、文化センターで行われました。全国各地で行われている成人式の中には、新成人のおしゃべりや逸脱した行為により、成人式そのものの在り方が問われていますが、西郷村の成人式は、出席した新成人の大人としての自覚が表われた立派なものとなりました。

今年は、二百五十二人（男性百二十二名・女性百三十名）が成人となり、式典には百九十七名が参加しました。佐藤村長は「社会に対する責任ある行動をとること。また、今後ますます知性を磨くと共に心身を錬磨することを期待する」とお祝いの言葉を述べました。この後、新成人を代表し、関矢智史さんと蝦名時子さんに成人証書と記念品が贈られました。また、中学時代の恩師らから、届けられたメッセージビデオが上映されると懐かしさに会場内は歓声に包まれていました。



誓いの言葉

成人者代表 森 大志

本日、成人の式典が挙行され私たち成人の門出を祝福くださいました方々に心より感謝申し上げます。

先程、村長さん、教育長職務代理者はじめ、ご来賓の皆様より賜りました、意義深いご訓示と数々の激励のお言葉を胸に刻み、自己をさらに研鑽いたします。

今後は責任の重大さをしっかりと自覚し、何事にも最前の努力を惜しまぬ社会人になることをお誓いいたします。



▼はい・ポーズ



▼ピアノ伴奏をした
戸澤夏子さん



▲成人証書を受ける関矢智史さんと
と蝦名時子さん



鈴木智也さん
自立して、今の仕事（板金業）を充実させていきたい。



根本幸恵さん
美容師国家試験合格を目指して頑張りたい。また、好きな人と結婚できれいと思っと思っています。



中村知晃さん
成人としての自覚を持ち、外国語の勉強にチャレンジしたい。

新成人を代表してインタビューに答えてくれた皆さんの現在の夢や希望をお聞きました。



夢と希望を胸に
二十歳の誓い

粗大ゴミは きちんと処分を！



家電リサイクル対象品の処分について

基本的には小売店に引き取りを依頼してください。小売店に引き取り義務のないものについては衛生組合で取り扱います。その場合は、郵便局でリサイクル料金を振り込んだ後、払込証明書を添えてクリーンセンターに自己搬入するか粗大ゴミの戸別収集の申込みをしてください。

リサイクル料金（メーカーによって若干異なる場合があります）は次のとおりです。

テレビ1台	2,835円
冷蔵庫1台	4,830円
洗濯機1台	2,520円
エアコン1台	3,675円

いずれも、ゴミ処理手数料として自己搬入の場合10kg90円、戸別収集の場合1台1,000円がかかります。

二月・三月は引越しのシーズンです。毎年この時期になると、引越の片づけによる粗大ゴミの不法投棄が、村内のいたるところで目立ってきます。不要になった家具や家電製品は決められた方法できちんと処分しましょう。特にテレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコンは、リサイクルが義務付けられていますので、皆さんのご協力をお願いします。

絶対ダメ!! 不法投棄

●戸別収集の場合 (可燃・不燃の区別はありません。)

申 込 先		住民生活課	行政サービスセンター	備 考
受 付 時 間	月～金曜日	午前8時30分～ 午後5時	午前10時～ 午後6時30分	申込みは収集日の1週間前までに済ませて ください。電話での申込みはできませ ん。1回に申込みが出来る点数は5点(個) までです。
	土 曜 日	受付できません	午前10時～ 午後6時30分	
	日 曜 日	受付できません	午前9時～ 午後6時30分	
	祝 祭 日	受付できません	受付できません	
料 金		大1台(個)あたり1,000円 小1台(個)あたり 500円		指定金融機関振込となります。

●自己搬入の場合 (役場での手続きはありません。直接搬入してください。)

		可燃性粗大ゴミ	不燃性粗大ゴミ	備 考
搬入先		クリーンセンター (白河市亀石1)	西郷埋立処分場 (西郷村羽太地内)	時間内に作業終了できるように搬入願いま す。
受 入 れ 時 間	月～金曜日	午前9時～12時 午後1時～4時	午前9時～12時 午後1時～4時	
	土 曜 日	搬入できません	午前9時～12時 (午前中のみ)	
	日曜祝祭日	搬入できません	搬入できません	
料金		10kgあたり80円	10kgあたり90円	

ゴミ出しはルールを守りましょう

- 1 指定袋を使用しましょう。**
 - ・指定袋以外は収集しません。
 - ・指定袋に入らない場合は、粗大ゴミになりますので収集しません。
- 2 指定日を守りましょう。**
 - ・指定袋を使っても、指定日以外に出されたゴミは収集しません。
- 3 きちんと分別しましょう。**
 - ・ゴミの分け方が守られていない場合も収集しません。
- 4 決められた時間に出しましょう。**
 - ・ゴミは、指定日の朝8時30分までに出しましょう。
 - ・前日に出しておくのはやめましょう。

※違反ゴミは収集されませんので、収集所利用者全員の迷惑になります。お互いルールを守り、違反ゴミの根絶とゴミの減量化に努めましょう。

※問い合わせ 住民生活課 ☎25-1114



▲山中に捨てられた粗大ゴミ

村議会報告

平成十四年第三回臨時会（平成十四年十二月五日）、第四回定例会（平成十四年十二月十一日から十八日）が開かれました。

第三回臨時会では、村議会議員の定数を定める条例が可決され、第四回定例会では、条例の改正や平成十四年度補正予算など村長提出の十六議案・諮問一件が審議され、いずれも原案どおり可決、同意されました。

また、議員提出議案二件が提出され、一件が否決、一件が可決されました。議決された議案の主な内容についてお知らせします。

第三回臨時会

▽西郷村議会議員の定数を定める条例（可決）

する条例の一部を改正する条例（可決）

▽教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（可決）

地方自治法第九十一条第一項の規定に基づき西郷村議会議員の定数は十八人とする。

国における一般職の職員の給与に関する法律の改正及び人事院等の勧告に準じ、期末手当について改正するものです。

▽西郷村高齢者生活支援センターの設置及び管理に関する条例（可決）

西郷村高齢者生活支援センターの設置及び管理に關する

▽職員給与に関する条例の一部を改正する条例（可決）

▽単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（可決）

▽企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（可決）

▽西郷村固定資産評価審査委員会委員の選任について（同意）

▽人権擁護委員候補者の推薦について（同意）

▽道路関係四公団民営化推進委員会最終報告に関する意見書の提出について（可決）

村長提出の議案・諮問

▽議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（可決）

▽村長等の給与及び旅費に関する

人権擁護委員 山縣重信氏が、平成十四年十二月三十一日をもって任期満了となることに伴い、その後任の候補者として田邊敏捷氏を推薦したため、議会の意見を求めました。

議員提出議案

▽西郷村議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について（否決）

条例制定された議会議員の定数十八人を十二人に改正するものです。

▽道路関係四公団民営化推進委員会最終報告に関する意見書の提出について（可決）

「道路関係四公団民営化推進委員会」においては、昨年十二月に調査審議を終え、総理に対して意見書を提出したが、その内容は、全く地方の声を無視したものであり、高速道路をはじめとする高規格



▲高齢者一人ひとりの暮らしを見守る 西郷村高齢者生活支援センター

幹線道路網は、国民生活や経済・社会活動にとって欠かすことのない最も重要な社会資本であるので、地域の実情、路線の社会的効果などを考慮しながら整備を着実に推進していくよう政府に要望するため意見書を提出するものです。

補正予算

▽平成十四年度一般会計補正予算（第四号）（可決）

歳入歳出予算の総額にそれぞれ一千七百万円を追加し、予算総額は六十七億三千九百四十八万円となりました。

主な事業

- ・ 幼児医療費助成 三百十九万七千円
- ・ 村道維持補修事業 二百三十三万一千円
- ・ 西郷一中放送設備費 百八十万円
- ・ 農地災害復旧事業 二百三十万五千円

会 計	補正額	総 額
一 般 会 計	17,010 千円	6,739,480 千円
老人保健事業特別会計	104,414 千円	1,380,554 千円
土地造成事業特別会計	77,618 千円	179,716 千円
公共下水道特別会計	3,340 千円	938,594 千円
農業集落排水事業特別会計	△ 187 千円	344,807 千円
介護保険事業特別会計	△ 39,430 千円	665,392 千円
介護サービス事業特別会計	2,235 千円	84,146 千円

▽平成十四年度老人保健特別会計補正予算（第三号）（可決）

▽平成十四年度土地造成事業特別会計補正予算（第二号）（可決）

▽平成十四年度公共下水道事業特別会計補正予算（第二号）（可決）

▽平成十四年度農業集落排水事業特別会計補正予算（第二号）（可決）

▽平成十四年度介護保険事業特別会計補正予算（第三号）（可決）

▽平成十四年度介護サービス事業特別会計補正予算（第二号）（可決）



▲快適性と利便性を求めた理想の住環境 羽太グリーンタウン

▽平成十四年度工業用水道事業特別会計補正予算（第二号）（可決）

業会計補正予算（第一号）（可決）

補正予算とは、年度の途中で、状況の変化により、事業費を変更する必要があるとき、当初予算に変更を加える予算を言います。

今回提出された補正予算は全て原案どおり可決されました。

備及び均等待遇を求める意見書の提出について

▽「国民の健康保護、食品の安全行政を確保」するため食品安全行政確立を求める意見書に関する請願

▽WTO農業交渉等に関する請願

▽米政策の改革に関する請願

請願・陳情

十二月定例会に提出された請願は六件、陳情は四件でした。各所管の常任委員会が付託を受け審査した結果、採択となった請願・陳情は次のとおりとなりました。

|| 請願 ||

▽ILO第七十五号条約及びILO第百十一号条約の早期批准を求める意見書の提出について

▽パート労働者及び有期契約労働者の適正な労働条件の整

▽「金融アセスメント法」の制定を求める意見書の提出について

▽物価スライドの凍結解除による年金の減額と年金制度の改善に反対する陳情書

▽教育関係予算に関する陳情書

1/5



photo NEWS

ほっと フォト ニュース

平成十五年消防団出初式

西郷村消防団出初式が、一月五日、熊倉小学校校庭で行われました。

この日は穏やかな天候に恵まれ、徳田進団長以下三百人の団員は、統監（村長）の訓示を受けた後、通常点検や分列行進等をきびきびと行い、日ごろの訓練の成果を披露しました。

団子さし

小田倉小学校の一年生百二名が、生活科の授業で小正月の伝統行事「団子さし」を体験しました。

この団子さしは、昔から五穀豊穡を願う小正月の行事で、現在では一般家庭でもほとんど見られなくなりました。

一つひとつ丁寧につけた団子で、木が瞬く間に色づき、児童らは感激のあまり大喜びをしていました。



1/17



だんごさし

大賞 はるか

きょう、だんごさしをしました。はじめに先生がだんごをつくってくれて、みんなで「しょうけんめい木にだんごをさしました。つきに、かていかしつにいて、みんなでだんごをまるめて、ボールにいれました。それから、先生たちが、だんごをゆでてくれました。さいごに先生がみんなのタッパにだんごをいれてくれました。そして、おうちにもってかきていもうとにあげたら、「おいしーいよ。」といってくれました。とてもうれしかったです。

1/11



新年の幕開け祝う

二百二十名が参加し、ザ・グリーンブライヤーで村民新年会が行われました。
式では佐藤村長が年頭のあいさつを行い、その後来賓祝辞に続き、高田村議会議長の音頭で乾杯しました。
出席者は、新年のあいさつを交わしながら和やかに歓談し新春を祝っていました。

友達の輪を広げました

「雪に親しむインにしごう」が那須甲子少年自然の家で行われました。

白河・表郷・西郷の子供たち 130 名が参加し、そりすべりやキャンプファイヤー、餅つきなど様々な活動をしました。体験をとおして、子供たちはたくさんの友達と出会い、新しい交友関係を築くことが出来ました。



1/19

1/15



初釜

西郷茶道会が、年明け最初となる初釜を披露しました。

初釜とはお正月に行う茶事で、金、銀の重ね茶碗を使うのが特徴です。茶席入りして、懐石料理をいただき、次に重ね茶碗の濃茶をいただき最後に薄茶をいただきます。

皆さん、けっこうな^{てまえ}お点前でした。

公表します!

給与・定員管理等について

村職員の給与・定員管理等については、村議会における給与条例、予算等の審議を通じて明らかにされています。村職員の皆さんにさ

らにご理解とご協力をいただきますよう、給与・定員管理等について公表を行っております。地方をとりまく社会経済情

勢、財政事情等は依然として厳しい状況にあり、本村においても簡素で効率的な行政の運営が求められています。給与・定員管理等についても、一層の適正かつ簡素化を図り、住民福祉の向上と个性的で活力のある地域社会の構築のための行政運営に取り組んでまいります。

◇人件費の状況

【表1】平成13年度人件費（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (年度末14.3.31)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考) 12年度の人件費率
13年度	18,897人	67億8,747万円	1億7,578万円	16億263万円	23.6%	23.8%

(注) 人件費には特別職に支給される給料・報酬等を含みます。

【表2】一般職員給与費の状況（普通会計予算）

区分	職員数 (A)	給与費				一人あたり給与費 (B/A)
		給料	期末・勤勉手当	その他手当	計(B)	
14年度	172人	7億982万円	3億1,289万円	9,936万円	11億2,207万円	652万円

(注) 1 給与費は平成14年度当初予算に計上された額です。
2 その他手当には退職手当は含みません。

◇職員の給与の状況

【表3】職員の平均給料月額と平均年齢の状況

一般行政職	
平均給料月額	平均年齢
366,000円	44.5歳

(注) 平成14年4月1日現在

【表4】職員の初任給・学歴別経験年数別平均給料月額の状況

区分	初任給	採用2年経過日 給料月額	経験年数			
			10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	
一般行政職	大学卒	174,400円	188,900円	320,100円	360,800円	398,100円
	高校卒	141,900円	151,800円	242,900円	328,700円	355,500円

(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいうものです。

【表5】一般行政職の級別職員数の状況（平成14年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
標準的な職務内容	主事	主事	主事	主査	係長 主任主査	課長補佐 専門主査	課長 主幹	参事	
職員数	3人	9人	10人	10人	33人	44人	12人	3人	124人
構成比	2.4%	7.2%	8.1%	8.1%	26.6%	35.5%	9.7%	2.4%	100%

(注) 1 本村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

【表6】昇給期間短縮の状況

区分	職員数(A)	普通昇給期間を短縮して昇給した職員数(B)	比率(B/A)
一般行政職	124人	3人	2.4%

(注) 職員には年1回の昇給（普通昇給）や、勤務成績が特に良好な場合、さらに上の号給に昇給させる特別昇給（昇給期間短縮）の制度があります。

【表7】職員手当の状況

区分	本村	国	
期末手当・勤勉手当	(平成14年度支給割合) 6月期 1.45月分 12月期 1.55月分 3月期 0.50月分 計 3.50月分 職制上の段階、職務の級などによる加算措置 有り	(平成14年度支給割合) 6月期 1.45月分 12月期 1.85月分 3月期 0.20月分 計 3.50月分 1.15月分 職制上の段階、職務の級などによる加算措置 有り	
退職手当	(支給率) 国に同じ 退職時特別昇給1号(勲奨退職時2号)	(支給率) 自己都合 21.0月分 勤続20年 33.75月分 勤続25年 44.55月分 勤続30年 62.7月分 最高限度額 60.0月分 28.875月分 44.55月分 62.7月分 62.7月分 その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置2~20%加算) 退職時特別昇給1号	
特殊勤務手当	区分	全職種	
	職員全体に占める手当支給職員の割合	26.3%	
	支給対象職員1人当たり平均支給額	134千円	
時間外勤務手当	手当の種類(手当数)	19種類	
	代表的な手当の名称	・税務職員の手当・保育士等の手当 ・保健婦の手当 ・税務職員の手当・保育士等の手当 ・用地交渉業務従事職員の手当	
時間外勤務手当	平成12年度	支給総額	70,507千円
		職員1人当たり支給年額	425千円
	平成13年度	支給総額	65,416千円
		職員1人当たり支給年額	401千円

区分	支給要件	手当額(月額)
扶養手当	次に掲げる人で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けている人 ◆配偶者 ◆満22歳の年度末までの子、孫 ◆満22歳の年度末までの弟、妹 ◆60歳以上の父母、祖父母 ◆重度心身障害者	◆配偶者 14,000円 ◆扶養親族でない配偶者を有する場合の1人目の扶養親族 6,500円 ◆扶養親族である配偶者を有する場合の1人目の扶養親族 6,000円 ◆配偶者のない職員の扶養親族のうち1人 11,000円 ◆2人目の扶養親族 6,000円 ◆その他の1人 5,000円 ◆満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子(1人につき加算) 5,000円
住居手当	◆住宅を借り受け、月額9,500円を超える家賃を支払っている職員(借家) ◆自宅を所有している職員(自宅)	◆借家 100円～27,000円 ◆自宅 3,500円
通勤手当	通勤距離が2km以上になる職員で交通機関を利用し、あるいは交通用具を使用している職員	2,200円～51,000円 (51,000円を超える額については、その額と51,000円との差額の2分の1を加算した額)

【表8】特別職の報酬等の状況

区分	給料月額等	期末手当
村助	長給 829,000円 役給 641,000円	(平成14年度支給割合) 6月期 1.45月分 12月期 1.55月分 3月期 0.50月分
収入役	長料 601,000円 教育長 585,000円	
議副議長	長報 330,000円 長長 264,000円 員酬 240,000円	計 3.50月分

◇定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

■定員適正化目標(数・率)

平成12年3月に策定された第三次西郷村行政改革大綱により、平成12年度から16年度までの5年間で、これまでの定員管理の実績、将来の行政需要、従来事務の現状等を勘案して、総職員数において6名(3.1%)の減員を図る。

■定員適正化手法の概要

- (1)組織・機構改革
行政需要に対応した組織・機構改革を行う。
- (2)人員の適正配置
従来の事務を見直し、適正な人員の配置を行う。
- (3)サンセット方式
期限の定められた事業、一遍的な事業については事業終了時の自動的なスクラップを原則とする。
- (4)OA化の推進
庁内のOA化を推進し、事務の省力化を図る。
- (5)民間委託等
施設管理部門等のうち委託できるものについては積極的に委託する。
- (6)職員の能力開発
職員の能力開発を積極的に行い、公務効率の向上を図る。



【表9】定員適正化計画の年次別進捗状況(実績)の概要

(平成14年4月1日現在)

区分	平成11年 計画前年	平成12年 1年目	平成13年 2年目	平成14年 3年目	平成15年 ～16年計	主な増減理由
一般行政	増員		6	1	1	3
	減員		4	9	3	4
	差引		2	△8	△2	△1
	職員数	133	135	127	125	124
特別行政	増員		1	1	0	0
	減員		0	0	1	1
	差引		1	1	△1	△1
	職員数	38	39	40	39	38
公営企業等 計	増員		0	5	0	1
	減員		2	0	1	0
	差引		△2	5	△1	1
	職員数	21	19	24	23	24
計	増員		7	7	1	0
	減員		6	9	5	0
	差引		1	△2	△4	△1
	職員数	192	193	191	187	186

(注)「特別行政」には、教育委員会の職員が該当します。

(注)「公営企業会計」には、水道、下水道、農業集落排水、国民健康保険、介護保険、介護サービスの各事業の職員が該当します。

税の申告はお早めに！

西郷村の申告相談期間は

二月十三日(木)～三月十七日(月)

毎年一月一日から十二月三十一日までの一年間に生じた全ての所得について確定した金額を自分で計算し、その所得金額に対する税額を出します。それを翌年の二月十三日から三月十五日までの間に申告することになっています。この申告を確定申告といいます。

確定申告は、一年間の所得金額の総決算を意味すると同時に、その確定所得金額について計算した税金の額を、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などの総額と比べて、精算するためにするものです。

申告の必要な人は

事業所得のあった人。

※申告は、収支決算による申告が原則です。収入金額、必要経費を各項目ごとに算

■平成十五年一月一日現在、村内に居住していて平成十四年中に所得があった人。

出し、所得金額を自分で計算し申告してください。なお、平成十五年分(平成

■農業、営業、不動産その他

十六年申告)より農業標

準申告は廃止され、収支計算による自主申告となります。

■給与収入だけの人で、会社等から村に給与支払報告書が提出されている人は申告の必要がありません。ただし、年の途中で退職したり、パート等で給与収入のあった人、または、会社等から給与支払報告書の出していない人は、源泉徴収票を持参の上、申告してください。

■国民健康保険に加入している人は、収入が無くても申告が必要です。(申告をしないと無収入であっても国民健康保険税の軽減措置が受けられなくなります。)

■申告相談の案内通知書が送

付されない人でも前述に該当する人は、申告が必要です。

■所得税の確定申告書を税務署に提出された人は、この住民税の申告は必要ありません。

なお、税務署から申告書が送付された場合は、税務署での申告になります。(税務署の申告書は、自分で書いて、郵送もできます。)

申告に持参する

主なもの

●通知書、印鑑、申告者の金融機関の通帳及び通帳印、源泉徴収票、恩給や年金の源泉徴収票、営業所得等のある人は帳簿、収支計算書、収入・支出の証明できる書類。

●生命保険料、損害保険料、個人年金保険料、医療費、国民年金保険料、国民健康保険税、介護保険料などの支払証明書や領収書。

●農業標準で申告の人は、農産物の販売明細書、その他農業に関係する収入金明細書及び経費明細書、農業標準申告内訳書。

●身体に障害のある人は身体障害者手帳、要介護等認定者は障害者控除対象者認定書をお持ちください。



申告相談の 日時と場所

申告相談の日時と場所は、個人宛に通知しますが、都合により指定された日時に来られない人や個人通知されない人で申告相談を受ける人は、左記日程表のうち、都合のよい日にお越しください。

月 日	申告相談業種	会場及び時間
2月13日～17日	年金受給者及び一般の雑所得のある方	役場庁舎前会議室 (第一会議室) 受付時間 午前9時～11時 午後1時～3時 (ただし、土日を除く)
2月18日～3月6日	農業所得のある方	
3月7日～10日	給与所得のある方、転入した方、その他の方	
3月11日～13日	営農所得者	
3月14日～17日	不動産所得のある方、その他の事業所得のある方	

白河税務署からのお知らせ

■所得税の確定申告 自分で書いてお早めに

平成14年分の所得税の確定申告の税務署窓口での相談及び申告書の受付は、平成15年2月17日(月)から平成15年3月17日(月)までです。なお、税務署の閉庁日(土・日曜日、祝日等)は、税務署では相談及び申告書の受付は行なっておりませんが、申告書は郵送又は税務署の時間外文書収受箱に投函することにより提出することができます。

期限間近になりますと税務署は大変混雑し、長時間お待ちいただくようなことになりかねません。申告書はできるだけ自分で書いて、お早めに提出してください。

期限までに申告しなかったり、誤った申告をしますと、本来の税金だけでなく、加算税や延滞税も納めていただくことになります。

自分の所得の状況を最も良く知っているのは、納税者の皆さんご自身です。期限内に正しい申告と納税をしましょう。

なお、平成14年分の所得税についても、原則として20%の定率減税(最高25万円)が適用されます。

○問合せ 白河税務署 ☎22-7111

東北税理士会 白河支部からのお知らせ

■無料相談所開設

●日 時 平成15年2月23日(日)
(税理士記念日)

午前10時～午後4時

●場 所 白河地域職業訓練センター
白河市中田140

☎22-3612

●相 談 確定申告に関すること
財産の贈与、相続、その他
税に関すること

※税理士白河支部所属の税理士が相談に応じます。

○問合せ 東北税理士会白河支部
☎27-3880

固定資産評価審査委員に鈴木通久さん



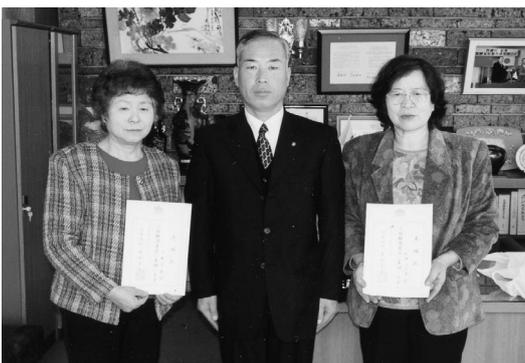
平成十四年十二月二十一日付けで、熊倉の鈴木通久氏が議会の同意を得て固定資産評価審査委員に就任しました。同委員の職務は、固定資産税の納税義務者から申し出のあった、固定資産課税台帳に登録された価格に対しての不服について、必要な調査・審査をします。任期は三年間です。

新しい人権擁護委員に松田ハルヨさん

菊地芳枝さんは再任

平成十五年一月一日付けで、川谷の松田ハルヨさんが人権擁護委員に就任しました。同委員は法務大臣が委嘱するもので、地域の中で人権思想を広め人権侵害が起きないよう、人権を擁護していくことが望ましいという考えから設けられたものです。任期は三年間です。

また、菊地芳枝さんもこの日再任されました。



西郷村農業委員会委員選挙人名簿の縦覧

- 縦覧期間 平成 15 年 2 月 23 日(日)～3 月 9 日(日)
(土日も縦覧できます)
- 場 所 西郷村選挙管理委員会 (役場庁舎内)
選挙人名簿は、縦覧後、平成 15 年 3 月 31 日をもって確定します。
- 問 合 せ 西郷村選挙管理委員会 ☎ 25-2938

村営「高原大橋月極駐車場」の案内

- 新白河駅前周辺に駐車場をお探しの方は、村営の駐車場「高原大橋月極駐車場」を利用しませんか？
高架橋の真下にあり、新白河駅高原口まで徒歩 2 分。
個人・会社・企業等で是非ご利用ください。
- 所 在 地 西郷村字道南西 125
 - 使 用 料 月 6,000 円/台
 - 申込・問合せ 都市計画課

ご存知ですか？『自動車フロン券』

- エアコン等に冷媒として用いられているフロンは、オゾン層破壊物質であり、また温室効果ガスでもあります。オゾン層保護と地球温暖化防止のため、平成 14 年 10 月 1 日より『フロン回収破壊法』が施行され、カーエアコンが搭載された車を廃棄処分する際には『自動車フロン券』によりフロン回収等の費用をご負担いただくこととなりました。『自動車フロン券』は、全国の郵便局、またはコンビニエンスストア（セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、サークルK、サンクス）各店舗にて 1 台分当たり 2,580 円を払い込んでいただき、その払い込んだ証明として『自動車フロン券』を受け取り、廃棄処分時に車と一緒に引取業者にお渡し願います。
- 問 合 せ 自動車フロンコールセンター
☎ 03-5532-1461

「郡山暮らしの相談センター」移動相談室

- 内 容 専門相談員による税務相談及び介護相談
- 開催期日 平成 15 年 3 月 7 日(金) 11:00～
- 開催場所 白河郵便局 会議室
- 相 談 員 税務担当 税理士
介護担当 介護福祉士
- 相談時間及び相談者数
税務相談 1 人 30 分 先着 6 名
介護相談 1 人 50 分 先着 4 名
- 相 談 料 無料
- 申込締切 2 月 28 日(金)
- 申込・問合せ 白河郵便局 貯金保険課
☎ 23-3303 FAX23-3378

information

お知らせと情報

各課直通電話番号

課局室名	電話番号	課局室名	電話番号
総 務 課	25-1112	都 市 計 画 課	25-1117
税 務 課	25-1113	下 水 道 課	25-2912
住 民 生 活 課	25-1114	会 計 室	25-2934
行政サービスセンター	31-2237	議 会 事 務 局	25-2980
健 康 推 進 課	25-3910	農 業 委 員 会 事 務 局	25-2946
在宅介護支援センター	25-5121	西郷村土地改良区	25-1116
福 祉 課	25-1115	学 校 教 育 課	25-2370
商 工 観 光 課	25-2910	学 校 給 食 セ ン タ ー	25-1256
農 政 課	25-1116	生 涯 学 習 課	25-2371
建 設 課	25-1118	水 道 事 業 所	25-2962
企 画 調 整 課	25-2943	代 表	25-1111

村営住宅の募集について

- 村営住宅の入居者を募集します。下記の日程により入居申し込みの受付をしますので、希望者は期限までにお申し込みください。
- 住 宅 名 西郷村大字羽太字菌番 1-5
新羽太団地 1 号 (木造平屋、6 畳 3 部屋)
 - 参考家賃 17,800～35,600 円
(所得等により変動します。)
 - 募集期間 平成 15 年 2 月 3 日(月)～2 月 14 日(金)
 - 抽 選 会 応募者が複数以上のときは、後日抽選により入居者を決定します。
 - 入居条件
 - ①村内に居住または村内に就職していること。
 - ②原則として村内に連帯保証人 1 名を設けられること。
 - ③犬猫等のペットを飼育しないこと。
 - ④収入が定められた基準内であること。
 - 問 合 せ 建設課 (管理係)
村ホームページでも閲覧できます。

住宅金融公庫からのお知らせ

- 住宅金融公庫の住宅ローンをご返済中で、最近の不況に伴う失業や収入の減少などで返済にお困りの方には、次のような返済方法の変更を実施しています。
- ①返済期間の延長 (最長 10 年)
 - ②元金据置期間の設定 (最長 3 年)
 - ③元金据置期間中の金利引下げ
 - 取扱期間 平成 15 年 3 月末まで
 - 問合せ 現在ご返済中の金融機関
住宅金融公庫東北支店 ☎ 022-227-5003

平成 15・16 年度入札参加資格審査申請受付

白河地方水道用水供給企業団では、平成 15・16 年度における建設工事・測量・設計・調査・物品などの入札参加資格審査申請書の受付を次のとおり行ないます。

●受付期間 平成 15 年 2 月 3 日(月)～2 月 28 日(金)
(土・日曜日、祝日は除く。)

●提出先 白河地方水道用水供給企業団 庶務係

●申請様式 福島県様式

※注意 ①提出書類の記載にあたっては、各様式ごとに定めるものを除くほかは、平成 14 年 7 月 1 日を基準日として記載すること。

②各証明書は、それぞれの発行官公署において定めた様式とし、証明年月日は申請日からさかのぼって 3 ヶ月以内のものを使用してください。

●提出方法 持参、郵送(郵送の場合は必着)
提出書類は、A 4 サイズのファイルにとじてください。

■問 合 せ 白河地方水道用水供給企業団 庶務係
☎ 25-5395

事業場訪問による無料健康相談

労働者 50 人未満の事業場で都合の良い時期に産業医がお伺いし、所見があると診断された労働者を中心に、一人ひとりやさしく健康相談に応じます。

労働安全衛生法では、「一般健康診断、特殊健康診断の結果、所見があると診断された労働者について、医師の意見を聴かなければならない。」と義務付けられました。

働く人の健康を守るためには専門の産業医の支援が必要です。

ぜひ従業員の健康管理にお役立てください。

■問 合 せ 白河地域産業保健センター
白河市北中川原 313 ☎ 32-3701

F I T 地域フォトコンテスト (冬)

●応募作品

(当該市町村の観光スポット) など F I T 地域内観光スポットの冬の風景を撮影した作品で、未発表のもの。

詳しくは、問い合わせ先までご連絡下さい。

●応募期間

平成 15 年 4 月 30 日(水) 郵送当日消印有効

●応募先

〒 961-0975 白河市字立石山 15-1
白河地方広域市町村圏整備組合内
F I T 地域交流実行委員会

■問 合 せ

白河地方広域市町村圏整備組合内
新白河広域観光連盟
☎ 22-1145 FAX27-2119

●善意

ありがとうございます。

◎西郷村に寄付された方々をご紹介します。

▼佐久間千恵子さん 【白河市】
(十二月二十七日、福祉のため) 二〇〇、〇〇〇円

◎西郷村社会福祉協議会に寄付された方々をご紹介します。

▼渡邊捨吉さん 【上折口原】
(十二月十三日、社会福祉事業のため) 一〇〇、〇〇〇円

▼芳賀信義さん 【上野原】
(十二月十八日、社会福祉事業のため) 五、〇〇〇円

▼鈴木嘉信さん 【柏野】
(十二月十八日、故鈴木嘉孝氏の遺志として) 六、〇四五円

▼高内安太郎さん 【下新田】
(十二月十八日、故高内豊子氏の遺志として) 一〇〇、〇〇〇円

▼全国海坊主同友会本部
代表矢野美彦さん 【白河市】
一〇〇、〇〇〇円

(十二月二十日、社会福祉事業のため) 一〇、〇〇〇円

▼山崎高雄さん 【山下】
(十二月二十四日、社会福祉事業のため) 一〇、〇〇〇円

▼八巻敏さん 【原中上】
(十二月二十五日、故八巻誠氏の遺志として) 五〇、〇〇〇円

▼兼子晃典さん 【原中下】
(十二月二十日、故兼子ハル氏の遺志として) 一〇〇、〇〇〇円

五〇、〇〇〇円

平成 15 年村民新年会歳入歳出決算報告書

<西郷村・村議会・村教育委員会・村商工会>
村民新年会の歳入歳出決算を下記のとおり報告します。
記

1. 歳入

参加費	228 人	684,000 円
来賓芳志		8,000 円
合計	228 人	692,000 円

2. 歳出

飲食代一式	584,726 円
飾り花代一式	44,940 円
看板代	52,500 円
写真代	1,827 円
ネームプレート	5,292 円
合計	689,285 円

※歳入歳出残額 2,715 円は、西郷村社会福祉協議会へ村民新年会参加者一同として、寄付しました。

ちょっと **変**えてみませんか？

あなたの生活習慣

～食生活編～

今、食生活を取り巻く環境は大きく変化しています。昔のように「いかに不足している栄養を補うか」より、「豊富にある食品から自分で何を選び、どのように食べるか」が重要になってきています。食生活は健康の基本です。

思い当たること
ありますか？

- 食事時間が不規則。
- 満腹になるまで食べないと気がすまない。
- 魚料理より肉料理が好き。
- お菓子やケーキが好き。
- 外食が多い。
- 毎年体重が1kg以上増えてからだが重い。
- 早食い・よく噛まない。

こんな病気を招く！

食べ過ぎると必要以上にエネルギーをとることになり、肥満を招きます。肥満は糖尿病や高血圧、高脂血症などのさまざまな生活習慣病の要因となります。

食生活を変えましょう

肥満を防ぐには、脂肪や糖質のとり過ぎに注意をします。ただし、食事の量を減らすことだけに気をとられず、必要な栄養をバランス良くと

BMIで肥満度をチェック ご自分のベスト体重をご存知ですか？

● 適正体重は？

身長 () m × 身長 () m × 22 = () kg

● 肥満度は？

BMI = 現在の体重 () kg ÷ 身長 () m ÷ 身長 () m

BMI	判定
22 前後	適正体重 生活習慣病にかかりにくい健康な身体です。
18.5 未満	やせ過ぎ 抵抗力や体力が心配。食事はきちんととりましょう。
18.5 ~ 25.0	ふ つ う できるだけ適正体重に近づけましょう。
25.0 以上	肥 満 生活習慣病になっていませんか？ 早めに改善しましょう。

るのが基本です。

食事の工夫や食習慣の見直しをして、無理せず長続きさせましょう。

できることから
はじめよう

食生活を変えて

- エネルギーダウン
- 腹八分目にこどめる。
- ひと口食べたなら20回以上噛む。
- 料理は大皿盛りにせず、それぞれに盛る。
- 一日三食、決まった時間に食べる。
- 一日30品目食べるように心がける。
- 清涼飲料水ではなく、お茶や水にする。
- 間食をしない。
- 外食は避けて、家で野菜中心の献立にする。
- アルコールは適量を守る。



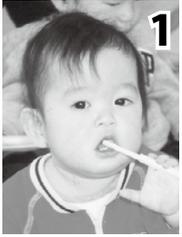
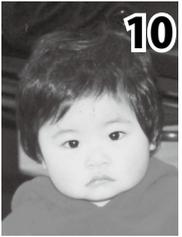
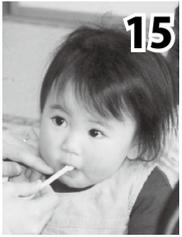
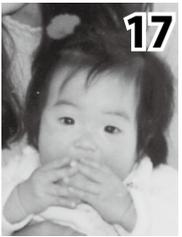
行事

2003年2月
February

カレンダー

●今月の顔

12～13ヶ月児健康相談
の取材でであった元気な笑顔(泣き顔?)をご紹介します。

日	月	火	水	木	金	土
						 1
2 <small>第30回西郷村民スキー・スノーボード大会(羽鳥湖スキー場)</small>	 3	4 <small>パパとママの子育て講座【2ヶ月児】(保健福祉センター 9:30)</small>	 5	6 <small>熊倉地区田園環境推進事業講演会(文化センター) 地域懇談会(間の原コミュニティセンター 19:00)</small>	 7	 8
 9	 10	11 <small>建国記念の日 白河だるま市</small>	12 <small>3才児健康診査(保健福祉センター 13:00)</small>	13 <small>母子手帳交付・健康相談(保健福祉センター 13:00) 6～7ヶ月児健康相談(同 9:30) 地域懇談会(熊倉公民館 19:00) おひざにだっこのおはなしかい(文化センター 10:30) 新入生一日入学(熊倉小)</small>	14 <small>新入生一日入学(小田倉小)</small>	 15
16 <small>心の教育講演会(文化センター 14:00) 東村音楽フェスティバル(東村文化センター 13:00)</small>	 17	18 <small>幼児歯科クリニック(保健福祉センター 13:00) 6才児歯科クリニック(H9.2月生まれ)(保健福祉センター 13:45) 新入生一日入学(羽太小) お母さんのための「子ども発見講座」(那須甲子少年自然の家 9:30)</small>	19 <small>地域懇談会(山下多目的研修センター 19:00) 新入生一日入学(米小)</small>	20 <small>冬山遭難救助訓練(那須甲子少年自然の家 9:00) 新入生一日入学(川谷小)</small>	21 <small>ふるさとキャラバン公演「ホクトウの森」(熊倉小 18:00) 文化財講演会「木製品のお話し」(まほろん 10:00)</small>	22
 23	24 <small>地域懇談会(報徳地区集落センター 19:00)</small>	25 <small>白河市環境フォーラム(白河市文化センター 13:30)</small>	 26	27 <small>母子手帳交付・健康相談(保健福祉センター 13:00)</small>	28 <small>地域懇談会(上野原農民研修センター 19:00) 1才6ヶ月児健康診査(保健福祉センター 13:00) 絵で見るお話会(中山義秀文学記念館 19:00)</small>	

●今月の納税

- 固定資産税(第4期)
- 国民健康保険税(第8期)
- 介護保険料(第8期)

2月28日(金)までにお納めください。
※納税は便利な口座振替で

●歯科医師会休日当番日

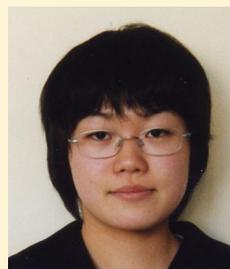
2. 2	芳賀 医院 歯科 室	(西郷村)	☎ 25-2862
2. 9	早坂 歯科 医院	(白河市)	☎ 24-6480
2.11	はやし 歯科 医院	(白河市)	☎ 24-1818
2.16	古市 歯科 クリニック	(中島村)	☎ 52-2894
2.23	ほずみ 歯科 医院	(白河市)	☎ 22-7211
3. 2	まるやま 歯科 医院	(白河市)	☎ 23-9146
3. 9	水野谷 歯科 医院	(中島村)	☎ 52-3933

誌上天然色作品展

(村内の小・中学校の児童や生徒のみなさんの作品を紹介しています。)

ポスター

「国際理解」



西郷第一中学校二年
鈴木知美

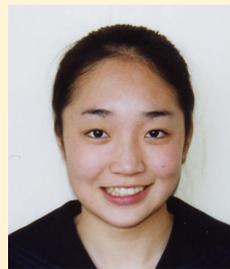


美術担当の大塚由美先生から一言

明るい色づかいにより、世界平和に対する知美さんの願いが良く表現されています。文字もていねいに見やすく仕上がりました。

詩

「曇り空」



西郷第一中学校三年
須藤舞

今日は曇り空
空の青が一つも見えない
まわりの景色はさえない色
私は空をさまざま鳥のよう
目標が見えない
いつか仲間を見失い
私独り取り残される
こんな夢いつか見た
カーテンを開けると
青い空が広がっていた
曇り空もいつかはきつと
・・・晴れるから・・・

国語担当の鈴木典子先生から一言

自分の心の中にある不安や孤独などの晴れ晴れしない感情を「曇り空」に象徴させ、巧みに表現しています。

書

「伝統」



西郷第一中学校一年
相田桃那



国語担当の鈴木真紀先生から一言

行書の点画の連続の仕方や省略の仕方がとても上手です。しかも堂々とした大ぶりの字で、見る人の心を捉えますね。